

平成 31 年 2 月 7 日
国民健康保険運営協議会資料

平成 31 年度長岡京市国民健康保険
事業計画書（案）

京都府長岡京市
健康福祉部国民健康保険課
平成 31 年 2 月

1 はじめに

本市の国民健康保険事業は昭和 28 年に事業を開始し、医療保険制度の中核として地域医療の確保と住民の健康増進に重要な役割を果たしてきました。しかし、国民健康保険の特有の事情として、加入者の平均年齢が高齢化し医療サービスを利用する機会が多いこと、高齢者だけでなく無職の人をはじめとする低所得者層が多く加入していることがあります。そのため、医療費は増加する一方で保険料収入は減少するという、事業を運営するにあたっては非常に厳しい状況が続いています。

こうした中、財政基盤の安定化などを目的として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立（平成 27 年 5 月）し、これまで各市町村が運営を行ってきた国民健康保険は、平成 30 年度から都道府県と市町村が共同保険者としてともに運営を行っていくこととなりました。

この改革により、都道府県は財政運営の責任主体となり安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなりますが、一方で市町村は、引き続き地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担うとされており、私たち市町村の果たす役割は、今後も変わらず重要なものとなります。引き続き、健全な国保運営を維持し、市町村の役割を果たし、加入者の方に必要なサービスを確保していくことを目的に、下記の重点項目を定めてこの事業計画を作成します。

1. 適用の適正化の推進
2. 収納率向上対策の推進
3. 給付の適正化の実施
4. 保健事業の推進

2 事業運営の項目と計画概要（現状と対策）

1. 適用の適正化の推進

適用の適正化は、被保険者の医療の確保及び事業運営の健全化のため、重要な役割を担うものです。退職被保険者等をはじめとした被保険者の的確な把握や早期適用を図るため、適切な対策に努めます。

[1] 擬制世帯調査、所得零世帯、老人世帯、単身世帯調査

擬制世帯及び所得零世帯、老人世帯、単身世帯のうち、世帯主及び生計中心者の属する職域保険等への加入要件（年間収入 130 万円未満又は 60 歳以上と障がい者 180 万円未満）が整っていると思われる被保険者に対して、保険資格の確認通知を送付することにより、適正化の推進を図ります。10 月または 11 月を資格適正化の調査月間として定着させるとともに、市広報での周知も実施します。

・ 30 年度 実績

| | | | |
|---------|--------------|---------|--------------|
| 擬制世帯主調査 | 60 世帯 (60 人) | 所得零世帯調査 | 30 世帯 (30 人) |
| 老人世帯調査 | 21 世帯 (21 人) | 単身世帯調査 | 2 世帯 (2 人) |

[2] 居所不明被保険者の調査

納付書・督促状・催告書等が返戻されてくる被保険者や保険証未更新者については、随時居住実態調査を実施します。住民登録担当課をはじめとする関係課と連携のうえ、調査・抹消等の対応を図ります。

[3] 所得未申告世帯調査

市税担当課と連携し、所得を申告していない世帯に対して、所得申告を促す勧奨を通知します。

30 年度は、国民健康保険賦課システムにより未申告者を抽出し、世帯内の未申告者を把握、個別に申告勧奨を行い適正な所得の把握に努めました。また、徴収強化月間として行っている休日徴収と合わせて、未申告世帯には訪問による調査を行い、窓口事務においても指導を一層強化します。

・ 30 年度未申告世帯の割合 H31 年 1 月末現在 1.68%

[4] 未適用防止対策

年金担当と連携することにより、厚生年金移行者に対し届出勧奨を行い、国保の脱退を届出するよう案内します。また生活保護担当課と連携することにより、保護を廃止された世帯が無保険にならないよう、国保へ届出するよう案内します。

[5] 退職被保険者の適用の適正化

年金受給権のある被保険者及びその被扶養者で退職者医療制度に切り替えていない人に対し、国保連合会から提供される年金受給者一覧表を活用しながら、退職資格の職権適用・給付の振替を行い、適用の適正化に努めます。

[6] 遠隔地被保険者証の適正化

住民票を市外に置いている人であっても、就学中の人や特定の社会福祉施設に入所している人で、扶養する人が本市に在住している場合は、本市の国民健康保険の資格を適用する特例があります。これらの人に対して、資格の状況を適正に管理していきます。

2. 収納率向上対策の推進

国民健康保険料は、国保事業運営の主たる財源であり、被保険者間の負担の公平性を確保し、安定的な運営のために、収納率を維持・向上させていく必要があります。また、国民健康保険料の収納率は、国が平成 30 年度からの広域化にあわせて新たに設けた支援制度「保険者努力支援」の評価指標の一つとされているため、財源確保のためにも、収納率向上の取り組みが必要不可欠です。そのため、前計画に続き、第 4 次長岡京市行財政改革大綱（アクションプラン）（平成 28 年度からの 5 か年計画）においても、収納率の維持・向上を掲げ、より一層の収納強化を図ります。

[1] 所得把握の適正化の実施

- ・ 転入者等、他市町村所得の照会により把握に努めます。

[2] 収納対策の実施

- ・ 口座振替納付の推奨として加入者や通知、相談時に奨励を図ります。
(振替率 平成 31 年 1 月末現在 67.33%)
- ・ 平成 24 年度より税担当課とともにコンビニ収納を導入しています。

[3] 適正賦課

- ・ 応能応益の賦課割合を 50 : 50 とし、また、応益割の 7 割・5 割・2 割軽減の実施を適正に行い、低所得者の負担軽減を図ります。

[4] 滞納者対策の実施

- ・ 未納者へは、各期口座振替不能通知、督促状、催告書を毎月発送し納入を促します。
- ・ 年間を通じ定期的な「夜間納付相談窓口」を開設し、納入及び相談機会を広げるとともに、夜間窓口を強化し、納付を促します。
- ・ 収納強化月間（12 月～2 月）設定し、月 1 回、休日に現地訪問を行うことにより、納付指導を強化するとともに収納の確保に努めます。

- ・短期被保険者証（3, 6, 12 か月証）の活用により、滞納者と納付について相談する機会を確保することで、納付を促し、滞納者対策に努めます。
- ・悪質な滞納者に対しては、納付者との公平性を保つため、財産調査を行うことにより、生活・経済・納付状況を確認し、資力があるものに対しては、差押等の滞納処分を実施し、収納率向上に努めます。

3. 給付の適正化の実施

[1] 医療費通知の実施

医療機関等名称のほか厚生労働省の通知に沿った項目を全受診世帯に年 2 回通知を行います。

- ・ 30 年度 のべ見込 17,748 世帯

[2] レセプト点検の充実・強化

増加するレセプト枚数に対応するため、レセプト点検専門員として嘱託職員によるレセプト点検と縦覧点検を行い、財政効果を図ります。

- ・ 30 年中に内容点検を行ったレセプトの調整額：19,919,149 円
 （一人当たりレセプト点検効果額：30 年：1,285 円）

[3] 第三者求償の適切な実施

国保連合会の資料及びレセプト点検により第三者行為の疑いのあるものについては、原因照会等を行い対応します。また国保連合会の求償事務事業を積極的に活用し、代位取得した損害賠償請求権の確実な行使に努めます。

[4] 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

国における後発医薬品の新たな数量シェア目標の決定と国民健康保険法の改正に基づく保険者努力支援制度の方針を受け、平成 31 年度も引き続き年 2 回の後発医薬品利用差額通知を実施し、患者負担の軽減と医療保険財政の健全化を図ります。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進啓発のため、「後発医薬品希望カード」を被保険者証の交付と同時に配布するとともに、市広報やホームページへの掲載により周知を図ります。

4. 保健事業の推進

平成30年7月に策定した長岡京市保健事業実施計画（データヘルス計画）（第2期）に基づき、本市の健康課題を明確化したうえで、健康・医療情報を活用したPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業に取り組みます。

[1] 特定健康診査・特定保健指導の実施

特定健康診査については、生活習慣病予防だけでなく、より広い範囲の疾病予防・発見に対応するため、国基準を拡大した健診内容とし、その実施にあたっては、地区医師会、保健衛生担当（健康医療推進室）と綿密に連携しながら事業運営に努めていきます。

また、特定健康診査の受診勧奨については、近隣の市町（向日市・大山崎町）と合同で実施していますが、あわせて、市としても未受診者に対する受診勧奨に力を入れていきます。

特定保健指導については、対象の利便性の向上のため市内の医療機関、スポーツ施設に委託するほか、保健衛生担当による対象者の全戸訪問を実施し、利用勧奨に努めます。

また、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少目標達成に向けて、特定保健指導の対象にとどまらず、医療の受診が必要と判断された人に対しても、本市の健康教室の利用及び医療の受診の勧奨を行い、被保険者の健康意識の啓発に努めます。

31年度においても、地区医師会、保健衛生担当課と綿密に連携しながら、よりわかりやすく制度の周知を図り、健診受診率・保健指導利用率の向上を目指します。

[2] 人間ドック、脳ドック健診の実施

疾病の早期発見、早期治療を目的として人間ドック、脳ドック健診助成の利用を促進し、健康意識の高揚を図ります。

市広報やホームページで医療機関名や自己負担額等を記載した案内を掲載するとともに、窓口では医療機関ごとに健診項目をまとめた一覧表を配布し、制度の積極的な通知に努めます。

・30年度（見込み） 940件（人間ドック760、脳ドック180）

[3] 医療費の適正化に係る啓発の実施

柔道整復療養費について、請求額が市の平均単価を一定程度上回る施術所に対し、文書を配布し、正しい施術について啓発を行うことで医療費の適正化を図ります。

31年度も、引き続き被保険者に対し、パンフレットを配布し、正しいかかり方についての啓発を行うとともに、京都府が推奨している手法や他の保険者の取り組みも参考に取り入れながら、より効果の高い啓発の方法を検討します。

[4] 前立腺がん検診の実施

国保被保険者の疾病予防や健康の保持増進を図るため、55歳以上の男性の国保加入者に対し、前立腺がん検診に要する費用を国民健康保険の特別会計から負担します。(府特別調整交付金対象事業)

[5] 糖尿病性腎症重症化予防の実施

40～69歳(HbA1c6.5以上又はFBS126mg/dl)の医療機関未受診・未治療者を対象に受診勧奨の取り組みを行っています。

対象者には、本市の保健師・管理栄養士による訪問を実施し、糖尿病の説明と医療機関受診の勧奨を行うとともに、医療機関受診後は、連携手帳を活用し医師と連携した保健指導・栄養指導を行います。平成31年度も引き続き、本市の保健衛生担当及び地区医師会等と連携し、糖尿病性腎症重症化予防を積極的に進めていきます。

[6] 生活習慣病重症化予防事業の実施

70～74歳(HbA1c6.5以上又はFBS126mg/dl)の医療機関未受診・未治療者を対象に受診勧奨の取り組みを行っています。

特定健診の結果とレセプト情報等の活用により、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象外の年齢層に対し、血糖値の数値が治療水準の方を抽出し、早期の治療に繋げるためのお知らせを送付しています。

[7] 重複受診・重複服薬に係る医療費適正化の実施

同一月に4か所以上の医療機関の受診又は同一月に同じ診療科を15日以上の上の受診が複数月該当した者について、レセプト点検により重複受診・重複服薬と判断される者の抽出を行い、文書又は面談にて注意喚起を行います。

[8] インセンティブ事業の実施

健康に無関心な層にインセンティブ(特典)を与えることで、より健康づくりに参加、継続しやすいきっかけや環境を作るための事業を行います。

H30年度は、健康医療推進室と連携した健康講座(1回)を実施しますが、H31年度以降は、より広く市民に参加を促すような事業展開とすべく、実施主体を健康医療推進室へ移し、スマートフォンアプリを活用したウォーキングイベントを開催する予定です。

[9] 京都府の計画にもとづいた取り組みについて

平成26年度から、京都府が「健康寿命向上対策事業」を始めています。「今後5年間で、府民が健康に生活を送ることのできる寿命(健康寿命)」を平均1歳伸ばすことを目的とした事業で、保健所の単位ごとに地域が割り振られています。市町村には健康・予防事業の取り組みの強化を図ることが求められており、今後、京都府・保健衛生担当課と連携のう

え、目的の達成に向けて事業の実施に努めます。

5. 国保制度の周知に関する事項

- [1] 高額療養費の申請をまだ行っていない人に対して、勧奨通知を送付します。
(30年度 2回 100世帯)
- [2] 市広報、ホームページに掲載する内容を更新・充実します。
- [3] 地域活動組織等と連携して、職員派遣出前ミーティングにより制度の啓発を行います。

6. 国保従事者の研修

- [1] 京都府及び京都府国保連合会が主催する研修に参加します。
- [2] 府下都市国保協議会が主催する研修に参加します。
- [3] 近隣市町村担当者、関係他課とのワーキング会議に参加します。